

Harmony通信 2013.12

vol.106

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-271-6751 fax:022-271-6758



面接官が見られています～面接で就職辞退も?!

人材を採用する際、「採用面接」を実施しない企業はほとんどないでしょう。面接を担当する人（面接官）は、「こんな質問をして、自社に必要な人材かどうかを見極めよう」「自社にふさわしい人材であるか、応募者の態度をじっくり観察しよう」と考えていることですが、実はその面接官自身も応募者からじっくりと観察されているのです。

◆採用コンサル会社の調査結果

人材採用コンサルティング会社の株式会社ジョブウェブでは、今年4～5月に2014年度卒の学生を対象に「2014年度卒学生・就職活動振り返り調査」（349名が回答）を実施しました。この調査で「**面接で志望度に影響すること**」について尋ねたところ、「かなり影響した」項目の上位5つは下記の結果となりました。

- (1) 「面接官の態度・話を聞く姿勢」(67.3%)
- (2) 「面接で自分自身の素が出せたかどうか」(47.6%)
- (3) 「面接官の話の促し方」(46.1%)
- (4) 「学生からの質問に対する面接官の受け答え」(45.6%)
- (5) 「面接官の人選」(42.1%)

◆重要なのは「面接官の育成」

上記の結果からおわりの通り、応募者の志望度に最も影響するのは「面接官の態度・話を聞く姿勢」だということです。採用側が複数回の面接を実施し、時間をかけて応募者の態度・姿勢をじっくり観察して採用を決定したとしても、応募者から見た面接官の態度・姿勢（応募者に与えるイメージ）が良くなければ、採用を辞退されることもあり得るのです。面接官が与えるイメージは、応募者にとっては「会社のイメージ」そのものとなります。自社に必要な人材を採用するためには、まずは「面接官としてふさわしい人材」を育成することが重要なのではないのでしょうか。

「付加年金」約22万人分の誤処理が発覚

日本年金機構は、追加の保険料を支払うことにより将来受給する国民年金額が上積みされる「付加年金*」に関して、社会保険庁の業務を引き継いだ年金機構が11月26日に厚生労働省の年金記録問題特別委員会で旧社会保険庁時代から合わせて約21万8,000人分の事務処理を誤ったとみられることを厚生労働省に報告しました。

*付加年金

付加年金は、国民年金の保険料に追加して月400円を払うと、支払い月数に200円を掛けた額が年金に上乗せされる仕組み。2011年度末時点で、約87万人が付加保険料を払っている。

付加保険料の支払期限は翌月末で、それまでに払われない場合は脱退とみなされるのがルールのため、期限後に払われても、受け取らずに返さなければならないところ、これが徹底されず、一部の年金事務所で08年から11年夏まで、期限後でも有効と扱っていたということです。

解決策について、厚生労働省は「支払いが遅れた月の翌月分までは脱退扱いとせざるを得ない」として、その間の付加保険料を本人に返す方針を提示しました。しかし特別委から、法改正をして有効な支払いと認めるよう求められ、引き続き対応を検討することになりました。

〔関連リンク〕付加年金（日本年金機構）

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3248>

年金の問題は保険料を返せばよいというものではありません。報道されていませんが慎重にその後を見守りたいと思います。（門田）

TOPIX

悪質運転に対する厳罰化が成立

飲酒や薬物摂取、特定の病気等の影響により交通事故を起こした場合の罰則を強化（最高刑：懲役15年）した「自動車運転死傷行為処罰法」が参院本会議で可決、成立しました。法務省は、特定の病気として「てんかん」や「統合失調症」などを政令で定め、来年5月までに施行する予定です。また新法では、飲酒運転の発覚を免れるために逃走した場合も最高で12年の懲役とされています。

「宮城ではたらく伊達女」宮城県公式ホームページ掲載

ホームページでは取材の紹介をしておりましたが、今年3月に宮城県の取材を受けた上記HPでHarmonyが掲載されました。

信頼され愛される5人の女性社会保険労務士

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/dateonna06.html>

改めて記事を読むと、少々気恥ずかしさもありますが、一つの記録としても、自分たちの思いを確認する意味でも、貴重な機会を頂いたと思っています。お世話になった皆様、本当にありがとうございました。年末に公開となり、1年を振り返りつつ、来年からは新しい事務所でもっともっと頑張らねば、と決意も新たにしています。

事務所移転のお知らせ

別途ご案内の通り、1月6日より下記の住所・連絡先にて業務を行います。ご面倒をおかけいたしますが登録変更をお願い致します。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉2丁目3-38 クラッセ上杉ビル4階
TEL 022-796-9231 FAX 022-796-9232

※なお、別途案内の通り、事務所移転のため12月26日および27日は休業いたします。お急ぎの場合は携帯電話等へご一報ください。

年末年始休業のお知らせ

2013年12月28日（土）～2014年1月5日（日）まで、年末年始休業とさせていただきます。

休業中のお問い合わせにつきましては、大変恐れ入りますが、2014年1月6日（月）以降に対応させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしく願い致します。



編集後記

早いもので、2013年もあと僅かとなりました。皆様におかれましては、どんな1年だったでしょうか。そんな振り返りをするこの時期ではありますが、私共Harmonyは、この年末のさなかに事務所移転を執行することとなりました。

思えば、平成16年の暮れ、この伊藤ビル1階に事務所をかまえてから9年の月日が経ちました。すっかり慣れ親しんだ堤通雨宮町を離れるのは、一抹の寂しさがありますが、心機一転、お客様へより良いサービスをご提供する為、1月からは、上杉2丁目まで営業致します。新事務所は、地下鉄北四番丁駅から徒歩5分、近隣には数か所のコインパーキングがあり、グッとアクセスがよくなりますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

新天地でも変わらぬご愛顧のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Harmony通信 2013.12

#発行：2013年12月10日

#編集・構成：合同会社Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>